

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構 (JANPIA)
第1回理事会 議事録

1. 日 時 2018年8月31日(金) 開会 午後4時
閉会 午後5時30分
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
経団連会館 5階 505号室
3. 出席者
理事長 二宮 雅也 [議長]
理 事 逢見 直人 柴田 雅人
(構成員3名中出席3名)

監 事 土岐 敦司 柳澤 義一

事務局 鈴木 均
4. 議 案
第1号議案 理事会規則制定の件
第2号議案 専務理事選定の件
第3号議案 事務局長および事務局次長の任命に関する件
第4号議案 基本財産指定の件
第5号議案 諸規程の制定に関する件
第6号議案 第1回評議員会の目的事項についての決議省略(書面決議)
の件
第7号議案 第2回評議員会および第3回評議員会の招集に関する件
第8号議案 第2回評議員会の招集通知省略に関する件
第9号議案 (一社)日本経済団体連合会との覚書締結の件
第10号議案 (一社)日本経済団体連合会からの支援に関する件
第11号議案 理事に対する報酬等支払いの承認に関する件
第12号議案 JANPIA シンボルマーク制定の件
5. 報 告
(1) 監事監査規程について
(2) 指定活用団体としての指定の申請に向けた準備状況について
(3) その他

6. 提出資料

- 資料第1 理事会規則（案）
- 資料第2 （一財）日本民間公益活動連携機構（JANPIA）専務理事候補者（案）
- 資料第3 （一財）日本民間公益活動連携機構（JANPIA）事務局長
および事務局次長の任命について（案）
- 資料第4 基本財産の指定について（案）
- 資料第5 諸規程（案）
- 資料第6 （一財）日本民間公益活動連携機構（JANPIA）第1回評議
員会の開催（書面決議）について（案）
- 資料第7-1 （一財）日本民間公益活動連携機構（JANPIA）第2回
評議員会の開催について（案）
- 資料第7-2 （一財）日本民間公益活動連携機構（JANPIA）第3回
評議員会の開催について（案）
- 資料第8 （一財）日本民間公益活動連携機構（JANPIA）第2回評議
員会の招集通知省略について（案）
- 資料第9 覚書
- 資料第10 （一社）日本経済団体連合会から JANPIA への支援について
- 資料第11 理事に対する報酬等の支払いについて
- 資料第12 JANPIA シンボルマーク（案）
- 資料第13 監事監査規程
- 資料第14 JANPIA 今後の理事会・評議員会の開催予定

7. 議事概要

午後4時開会、定款第42条により二宮理事長が議長となり、理事の現在数3名中3名が出席しており本理事会は有効に成立していることを確認した後、開会を宣し、議事に移った。

なお、議事録署名人は、定款第46条第2項により、二宮理事長と土岐、柳澤両監事となることを確認した。

(1) 議案審議

第1号議案 理事会規則制定の件

資料第1に基づき、柴田理事から理事会規則案について説明があった。同規則案第8条4項の「特別な利害関係」に該当する事例については、柴田理事より後日運用指針案を示す方針であるとの説明があり、審議の結果、異議なく可決承認された。

第2号議案 専務理事選定の件

資料第2に基づき、二宮理事長から、柴田理事を専務理事に選定したいとの説明があり、審議の結果、異議なく可決承認された。

第3号議案 事務局長および事務局次長の任命に関する件

資料第3に基づき、二宮理事長から、柴田専務理事を事務局長に、鈴木均氏を事務局次長に選任する方針が示された。これにより、柴田専務理事と当機構との間に新たな雇用関係が生じることになることから、二宮理事長は、本議案の内容に関し、柴田専務理事が特別の利害関係を有すると認め、柴田専務理事を本議案の審議および決議から除くこととした。そうして柴田専務理事を除く2名の理事にて決をとったところ、異議なく可決承認された。

第4号議案 基本財産指定の件

資料第4に基づき、二宮理事長から、当機構の設立者である（一社）日本経済団体連合会が当機構の設立に際して拠出した現金300万円を、当機構の基本財産に指定したいとの説明があり、審議の結果、異議なく可決承認された。

第5号議案 諸規程の制定に関する件

資料第5に基づき、柴田専務理事より、①理事の職務権限規程、②倫理規程、③コンプライアンス規程、④内部通報（ヘルプライン）規程、⑤リスク管理規程、⑥事務局規程、⑦文書管理規程、⑧情報公開規程、⑨個人情報保護に関する基本方針、⑩個人情報等管理規程、⑪一般財団法人日本民間公益活動連携機構が保有する個人情報の利用目的、の各規程案について説明があった。あわせて、②倫理規程については本理事会と9月7日（金）に開催する第2回評議員会とでそれぞれ決議したうえで施行すること、また給与規程など他の規程については、次回の理事会以降随時審議および決議を行い、制定する方針であることが示された。

これに関する質疑応答は以下の通り。

➤（逢見理事）公益性のある団体として、情報漏えいに対する留意が必要だ。

内部からの情報漏えいにはコンプライアンス規程で対応する一方で、外部からのハッキングへの防衛や対応も必要だ。

（柴田専務理事）システム構築の際に十分留意する。

（二宮理事長）サイバーセキュリティの問題は表出したときに大きな問題になる。しっかり研究して、対応したい。

➤（土岐監事）リスク管理規程で定める「緊急事態」に多量の情報漏えいも含めるべきではないか。

（柴田専務理事）同規程に追記することとしたい。

以上の質疑応答の後、決をとったところ、全ての規程について異議なく可決承認された。また、全体の調整を図る上で各規程に軽微な修正が必要な場合は、これを二宮理事長に一任した上で行うことについても承認された。

第6号議案 第1回評議員会の目的事項についての決議省略（書面決議）の件

資料第6に基づき、柴田専務理事から、第1回評議員会の決議の目的である事項についての決議省略（書面決議）について説明があり、審議の結果、異議なく可決承認された。

第7号議案 第2回評議員会および第3回評議員会の招集に関する件

資料第7-1および資料第7-2に基づき、柴田専務理事から第2回評議員会および第3回評議員会の招集について説明があり、審議の結果、異議なく可決承認された。

第8号議案 第2回評議員会の招集通知省略に関する件

資料第8に基づき、柴田専務理事から第2回評議員会の招集通知省略について説明があり、審議の結果、異議なく可決承認された。

第9号議案 (一社)日本経済団体連合会との覚書締結の件

資料第9に基づき、柴田専務理事から、当機構が「休眠預金等活用法」に規定する「指定活用団体」への指定を目指して活動するために(一社)日本経済団体連合会から活動費用の負担を含む支援を受けるにあたり、同会との間で締結した覚書について事後的に理事会の承認を得たい旨の説明があり、審議の結果、異議なく可決承認された。

第10号議案 (一社)日本経済団体連合会からの支援に関する件

資料第10に基づき、柴田専務理事から、第9号議案で承認された(一社)日本経済団体連合会との覚書に基づき、同会から資金的支援を受けたことについて事後的に理事会の承認を得たい旨の説明があり、審議の結果、異議なく可決承認された。

第11号議案 理事に対する報酬等支払いの承認に関する件

二宮理事長から、資料第11の通り、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程が未制定であるにもかかわらず、柴田理事に報酬等を支払ったことおよび9月分の報酬等も支払う予定であることの説明があり、審議の結果、第1回評議員会で役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程が決議されることを停止条件として、異議なく可決承認された。

第12号議案 JANPIA シンボルマーク制定の件

資料第12に基づき、鈴木事務局次長から JANPIA シンボルマークについて3案が示された。各案について、A案は関係者の間での連携を強く意識したデザイン、B案は折り紙をイメージして日本らしさを表現したデザイン、C案は多少線が細いが、繊細さや柔軟さをイメージしたデザイン、との説明があり、事務局内ではA案を推す声が最も多かったとの説明があった。また、シンボルマーク制定後、特許庁に商標登録を行う予定であること、権利は当機構に帰属

する旨の説明があった。

これに関する質疑応答は以下の通り。

➤（逢見理事）A案は4つのパーツの組み合わせのように見える。4つの団体をイメージしているのか。

（鈴木事務局次長）指定活用団体、資金分配団体、現場の組織、そして休眠預金の所有者である国民の4者をイメージしている。また、NPO、経済界、労働界、行政の4者という捉え方も含んでいる。

➤（二宮理事長）A案は、人が手をつないでいるようにも見てとれる。

以上の質疑応答の後、決をとったところ、A案を採用することで可決承認された。

(2) 報告

① 監事監査規程について

資料第13に基づき、土岐監事から監事監査規程について柳澤監事との間で合意し、制定したとの説明があり、同規程に則って、今後監事の補助者として監査室を置くこと、理事や職員に対しヒアリングを進めるとの方針が示された。

② 指定活用団体としての指定の申請に向けた準備状況について

資料第14に基づき、柴田専務理事から指定活用団体としての指定の申請に向けた準備状況ならびに今後の理事会および評議員会開催予定について説明があった。また今後、諸規定の制定に加え、事業方針や業務実施計画の立案、業務規程案の策定、費用の見積もり、職員やオフィスの確保、専門家会議の立ち上げなどを行う必要があるとの説明があり、特に職員の確保が喫緊の課題であるが、実際には、指定活用団体の指定を受けた後でなければ職員との雇用契約もオフィスの賃貸契約も締結できず、難しい条件の下で努力しているとの説明があった。また、専門家会議について、民間公益活動の現場で苦勞している人やこの分野の知見に富んだ人に委員に就任してもらう予定との説明があった。さらに、申請に向けて、理事および監事にはあらかじめ内閣府指定の様式にて就任承諾書や履歴書等の書類提出をお願いすることになるので協力してほしいとの発言があり、これを受けて二宮理事長から、指定を受けるためには役職員が思いを一つにする必要があるとの発言があった。

以上をもって、第1回理事会の議事が全て終了したので、議長は議場にその協力感謝し、午後5時30分、閉会を宣言した。

上記の議事の経過およびその結果を確認するため、議事録署名人は、次に記名押印する。

2018年8月31日

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構

議事録署名人（理事長） 二 宮 雅 也 ㊟

議事録署名人（監事） 土 岐 敦 司 ㊟

議事録署名人（監事） 柳 澤 義 一 ㊟

以 上